玉玉 県 県 玉 管 委 県

埼 埼 埼 玉 玉 県 県 監 委 員 員 会

埼 埼 埼 玉 県 収 労 働 員 会 告示第一

埼 玉県 玉 内水 県 面漁場 公 管理委員会 営 企 業

玉

県

用

員

会

号

埼 埼 県 院 業

玉 域 下 水 道 事

公 ら施行する。 文書を検索するための資料について、 玉県情報公開条例 (平成十二年埼玉県条例第七 次のとおり定め、 十七号)第三十五条に規定する 平成二十八年四月 日日 カ

平成二十八年三月二十 五.日

玉

玉

県

育

委

員

委

員

長

髙

司

玉 県 選 委員 会 員

玉 県 事 委 員 員 長 馬 紀

玉

県

査

員

寺

昌

文

荒 伸 夫

宮 栄治郎

小 哲 也

司

同

員 会 長 小 智 子

県 収 用 員 会 会 長 白 鳥 敏 男

玉

玉

県

玉県 内 水面 場 管 理委員会会長 會 勝 美

埼玉県公営企業管理者職務代理者埼玉県企業局長 玉 県 病 管 理 者 上 桂

埼 玉 下 水 道 業 理 者 隆

公文書を検索するため の資料

1 公文書の書誌情報

口 ファイル基準表

前号に掲げる資料を一般の 利用に供する方法は、次に掲げる資料の区分に応じ、

それぞれに定める方法とする。

イ 閲覧システムを使用して表示する方法 は公文書の検索をしようとする者の使用する電子計算機の映像面に公文書検索・ 前号イに掲げる資料 県民生活部県政情報センターに備え置く電子計算機又

口 法 は公文書の検索をしようとする者の使用する電子計算機の映像面に表示する方 前号ロに掲げる資料 県民生活部県政情報センターに備え置く電子計算機又